

平成30年度 契約締結前における公表（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号）

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
1	本庁舎日直業務	管理業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	総務部総務課 内線2315	
2	白河駅前駐輪場内及びトイレ清掃業務	白河駅前駐輪場内の清掃業務（週1回） 駅前トイレ清掃業務（毎日365日）	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部生活防災課 内線2166	
3	不法投棄監視・撤去業務	市内全域をパトロールし、不法投棄物を発見した際は回収する。	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部環境保全課 内線2164	
4	サンフレッシュ白河窓口代行及び施設の整備業務	土日祝祭日の施設使用申込受付代行 平日午後5:15～9:15の施設使用申込受付代行 施設内樹木の剪定	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部市民課 内線2159	
5	五箇市民センター清掃業務	週2回の清掃業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部市民課 内線2159	
6	白河市介護予防生活支援サービス	身体介護等を伴わない家事援助サービスの実施	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部高齢福祉課 内線2722	
7	集団検診駐車場整理業務	集団検診時の、一般来場者の駐車場の使用状況を把握し、適宜の措置を講ずる。	平成30年5月21日～平成30年10月10日	平成30年5月18日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部国保年金課 内線2176	
8	幼稚園管理業務	表郷・ひがし幼稚園園舎内外の整理整頓、清掃管理、簡易な営繕補修などの管理業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部 こども未来室こども育成課 内線2732	
9	保育園管理業務	さくら・わかば・おもてごう保育園園舎内外の整理整頓、清掃管理、簡易な営繕補修などの管理業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部 こども未来室こども育成課 内線2732	
10	白河市関の森保育園給食配達業務	わかば保育園で調理した給食の関の森保育園への配達業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部 こども未来室こども育成課 内線2732	
11	QOLイノベーションセンター白河維持管理業務	法面維持管理業務	平成30年4月1日～平成30年12月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	産業部 商工課企業立地推進室 内線2218	
12	工業の森・新白河C工区維持管理業務	法面維持管理業務	平成30年4月1日～平成30年12月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	産業部 商工課企業立地推進室 内線2218	
13	城山公園管理業務	三重櫓管理業務 城山公園内清掃業務 城山公園駐車場管理業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	産業部観光課 内線2215	

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
14	南湖公園清掃等業務	南湖公園内の清掃および樹木管理	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	産業部観光課 内線2215	
15	市道補修業務	道路パトロール 舗装路面小規模修繕 及び道路除草作業	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部道路河川課 内線2274	
16	中心市街地通行量調査業務	中心市街地主要8地点における歩行者、自転車及び自動車の通行量調査	平成31年2月15日～平成31年3月25日	平成31年2月8日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部まちづくり推進課 内線2742	
17	阿武隈川河川公園清掃等業務	清掃業務 樹木管理業務 芝生管理業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部都市計画課 内線2286	
18	一里段公園ほか清掃等業務	清掃業務 樹木管理業務 芝生管理業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部都市計画課 内線2286	
19	歴史民俗資料館受付業務	歴史民俗資料館の土・日・祝祭日における受付業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
20	歴史民俗資料館清掃業務	歴史民俗資料館の館内及び敷地内清掃業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
21	白河集古苑受付業務	白河集古苑開館日の窓口受付及び館内の簡易な清掃業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
22	史跡等下草刈業務	市内史跡等の景観保全及び安全確保のため草刈業務	平成30年5月1日～平成30年11月30日	平成30年5月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
23	白河市学校管理業務	市内小中学校において用務員を2名派遣し、学校長の命によって用務員業務を行っている。(小学校13校、中学校7校)	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会教育総務課 内線2351	
24	表郷総合運動公園管理業務	管理及び受付業務 清掃及び草刈等環境整備業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会スポーツ振興課 内線2386	
25	大信総合運動公園管理業務	管理及び受付業務 清掃及び草刈等環境整備業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会スポーツ振興課 内線2386	
26	東風の台運動公園管理業務	管理及び受付業務 清掃及び草刈等環境整備業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会スポーツ振興課 内線2386	

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
27	大信第二運動公園草刈業務	大信第二運動公園式地内の草刈作業	平成30年7月1日～平成30年10月31日	平成30年7月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会スポーツ振興課 内線2386	
28	中央公民館受付業務	受付、窓口、館内管理	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	中央公民館 0248-23-3810	
29	中央公民館清掃業務	館内及び外回り清掃	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	中央公民館 0248-23-3810	
30	表郷庁舎文書配達業務	表郷庁舎～本庁舎間において文書、物品搬送等を含む連絡。 表郷地域の行政連絡員役宅等（25箇所）に文書を配布する。	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷庁舎地域振興課 0248-32-2111	
31	J R 金山駅前周辺清掃業務	J R 金山駅前周辺清掃 毎週 2 回実施 人員 1 名 1 回あたり 1 時間	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷庁舎地域振興課 0248-32-2111	
32	白河市表郷老人福祉センター施設管理業務	定期清掃業務・申請日管理業務・草刈業務・剪定業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷庁舎地域振興課 0248-32-2114	
33	白鳥ニュータウン草刈業務	未分譲地の草刈（年2回）	平成30年7月1日～平成30年10月31日	平成30年7月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷庁舎地域振興課 0248-32-2111	
34	表郷地域公共施設環境整備業務	道路パトロール補修、草刈り等	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷庁舎事業課 0248-32-4786	
35	鶴子山公園休養施設「やまびこ鶴子山」管理業務	施設の清掃及び施錠等	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷庁舎事業課 0248-32-4786	
36	表郷公民館施設管理等	受付、窓口、館内及び外回り清掃	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷公民館 0248-32-2526	
37	白河市大信庁舎清掃業務	大信庁舎及び保健センター内外の清掃(祝祭日・12/29～1/3を除く毎週月・水・金曜日)	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎地域振興課 0248-46-2111	
38	大信庁舎文書配達業務	大信庁舎～本庁文書配達(土・日・祝祭日・12/29～1/3を除く毎日) 行政区町内会長文書配達(祝祭日・12/29～1/3を除く毎週金曜日)	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎地域振興課 0248-46-2111	
39	赤坂ニュータウン法面・調整池等草刈作業	赤坂ニュータウン法面・調整池等草刈作業(法面・調整池・墓地公園 1回) (集会所に隣接する北側法面 2回)	平成30年7月1日～平成30年9月30日	平成30年7月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎地域振興課 0248-46-2111	

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
40	田園町府ニュータウン法面・調整池等草刈作業	田園町府ニュータウン法面・調整池等草刈作業 (法面 1回・調整池 2回)	平成30年7月1日～ 平成30年9月30日	平成30年7月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎地域振興課 0248-46-2111	
41	白河市大信老人福祉センター管理業務	白河市大信老人福祉センター管理 (施設管理・受付報告・接客業務等)	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎地域振興課 0248-46-2111	
42	増見・下新城河川公園管理業務	園内清掃、雑草除去、樹木剪定、芝生管理等の維持管理を委託する。	平成30年5月1日～ 平成30年10月31日	平成30年4月27日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎事業課 0248-46-2115	
43	道路植樹帯管理業務	市道、国県道沿いの植樹帯の花を植栽し灌水、除草等の維持管理を委託する。	平成30年5月1日～ 平成30年9月28日	平成30年4月27日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎事業課 0248-46-2115	
44	大信公民館管理清掃等	受付、窓口、館内及び外回り清掃	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信公民館 0248-46-2511	
45	東庁舎広報紙等仕分け業務	広報紙等の仕分け業務、月2日×3時間×3名	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	東庁舎地域振興課 0248-34-2111	
46	東地域広報紙等全戸配布業務	広報紙等全戸配布 月6日×2名	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	東庁舎地域振興課 0248-34-2111	
47	東庁舎管理補助業務	文章等配送業務ほか	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	東庁舎地域振興課 0248-34-2111	
48	東庁舎清掃業務	東庁舎施設内清掃業務 1日3時間	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	東庁舎地域振興課 0248-34-2111	
49	東公民館施設管理等	受付、窓口、館内及び外回り清掃	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成30年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	東公民館 0248-34-3159	
50	旧脇本陣柳屋旅館蔵座敷管理業務	施設の清掃などの管理業務	平成30年4月14日～ 平成31年3月31日	平成30年4月10日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部まちづくり推進課 内線2746	